

ごみステーションのご利用について

ごみステーションの管理

ごみステーションの管理は、各自治会などが行っています。
清潔なごみステーションを保つために、一人ひとりの心がけが大切です。

お願い

- 収集日及び排出時間は、ごみの分け方・出し方ガイドで確認し、必ず守ってください。
- 収集時間は、ごみの量、交通状況により変わります。
- 他地区のごみステーションへのごみ出し、その他迷惑のかかるごみ出しはやめてください。
- ごみステーションからの持ち去り行為は禁止されています。
- 袋に入れることのできるごみは1袋10kg程度までです。
- 排出時間や分別ルールが守られていないごみは収集できません。
- 違反シールが貼られたごみは、持ち帰って分別をきちんとし、次回に出してください。



ごみステーションに出せないごみ

- 「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」及び「特定家庭用機器」は戸別収集のため、ごみステーションには出せません。事前に申し込みの上、公道に接する出入口付近への排出となります(捨て方は13ページをご確認ください)。

燃やせないごみは戸別収集のため、ごみステーションには出せません。



- 1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合でも、事業ごみはごみステーションには出せません。事業ごみと家庭ごみに分けて出す必要があります。

事業系ごみ

許可業者に処理を委託するか、処理施設に直接搬入するなどして適正に処理してください。



家庭ごみ

地域のごみステーションに出してください。



- ルール違反のごみは市では収集できません。ごみステーションを管理する町内の方々に迷惑がかかります。また、ごみステーションに出せないごみを、決められた場所以外に捨てると不法投棄になります。**不法投棄は犯罪です。**

ごみをみだりに投棄する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は、5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金またはその両方の刑の対象となる可能性があります。なお、不法投棄の対策としてパトロールや廃棄物対策課(☎083-252-7152)の窓口にて不法投棄禁止看板を無償で配布しています。

広告

monobank

PC・スマホ、釣具、カメラ、楽器、お酒など

お電話1本で、ご自宅まで
無料査定に伺います。

大切な思い出のお品物、心をこめて査定いたします。



宝石・貴金属・ブランド品・腕時計・骨董品/美術品・衣類・ゴルフ用品・フィギュア・金券など その他

出張料・査定料
0円

出張エリア
下関市内全域対応



出張査定のご相談はこちら ▼

0120-74-1178

受付 平日10:00~17:00